

労働者派遣法ってなんですか？

労働者派遣法とは、「**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律**」(昭和61年7月1日施行)の略称で、2003年6月に改正され、2004年3月1日に施行されました。

この労働者派遣法および関連政省令等の改正は、厳しい雇用失業情勢や働き方の多様化などに対応するため、労働者派遣事業が、労働力の受給のマッチングを迅速かつ円滑に、そして的確に図ることができるよう行われたものです。

しかし、労働者派遣法の相次ぐ改正もあって、派遣労働者数は年々増加し、件数と共に内容的にも複雑さを増しています。

違法な**多重派遣**や**偽装請負**、**派遣先の直接雇用義務**に伴うトラブル、**育児休業**や**有給休暇**などの権利行使に伴うトラブルなど労働者派遣法が十分理解されていないことから発生するトラブルが数多くあります。

派遣元と派遣先、請負事業者の義務と責任

派遣元は、派遣社員と雇用関係にあるので、労働基準法や労働安全衛生法などの労働関係法については、原則派遣元が責任を負わなければなりません。また、**派遣社員への給与**、**社会保険・労働保険の加入の義務と責任**を負います。

派遣先は、派遣元からみれば顧客ですが、派遣社員に対し直接、指揮命令を下すため、派遣先も派遣社員へ対して**安全衛生関係などの義務と責任**を負います。

これらのことから派遣および請負には、大きな義務と責任があることがわかりますが、派遣法の複雑さから、知らないうちに多くのトラブルに巻き込まれてしまうことがあります。

また、請負事業を行うための明確なルールはありませんが、労働局が示している一定の基準をクリアしないと請負事業を行っているとは認められないケースもあります。

そのため、上手に人材を活用するのであれば、企業の労働者受け入れ体制の整備(**契約書の作成**、**就業規則の改正**など)が早急に必要となってきているのです。

本セミナーは、そうした派遣トラブルの典型事例をとおして派遣労働ルールの基本を学んでいくセミナーで、講師と受講者との質疑応答形式(Q & A)も取り入れて行います。

派遣元企業の方、派遣先企業の方、請負事業を行っている方、さまざまな立場から関わっている方の参加をお待ちしています。



派遣と請負の違いって何だろう…

派遣と請負で求められる安全基準って違うのかな…

請負の場合どこまでが指揮命令と判断されるのかな…

抵触日っていつを起算日にすればいいのかな…